

地方自治法第199条第2項及び第4項の規定による定期監査（土木局）並びに同条第7項の規定による財政援助団体監査（西宮市環境衛生協議会）、出資団体監査（株式会社 鳴尾ウォーターワールド）及び指定管理者監査（特定非営利活動法人 にしのみやNPO協会）を実施したので、同条第9項の規定に従い、公表します。

平成25年11月26日

西宮市監査委員	亀	井	健
同	鈴	木	雅一
同	上	田	さち子
同	町	田	博喜

目 次

財政援助団体監査結果報告 西宮市環境衛生協議会

第1	監査の対象	14 - 2
第2	監査の期間及び方法	14 - 2
第3	監査の結果	14 - 2
1	協議会の概要	14 - 2
2	協議会の事業の実施状況等	14 - 3
3	西宮市環境衛生協議会補助金	14 - 4
4	事務処理等の状況	14 - 6
5	む す び	14 - 6

凡 例

- 1 各表中の符号は、次のとおりです。
「0」「0.0」は、0または単位未満のもの。
「-」は、減少・低下。
「-」は、算出不能・不要。
- 2 文中及び表中に用いている比率は、原則として小数点以下第2位を四捨五入しています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 3 文中に用いている数値で、万円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。
- 4 各表中千円単位で表示しているものは、単位未満を切捨てています。このため、合計と内訳の計、差引きが一致しない場合があります。

西宮市監査委員	亀井健
同	鈴木雅一
同	上田さち子
同	町田博喜

財政援助団体監査結果報告
(西宮市環境衛生協議会)

地方自治法第199条第7項の規定により財政援助団体監査を行った結果は次のとおりですので、同条第9項の規定に従い報告します。

財政援助団体監査結果報告書

第1 監査の対象

西宮市環境衛生協議会（以下「協議会」という。）が、「西宮市環境衛生協議会補助金交付要綱(以下「交付要綱」という。）」に基づいて交付を受けた次の補助金にかかる出納その他の事務のうち、主として平成24年4月1日から25年3月31日までの期間に執行された事務を対象に監査を実施しました。

報告書の作成にあたっては、事務の執行状況について、協議会及び所管部局提出の直近の数値を用いるよう努めました。

西宮市環境衛生協議会補助金	7,100,000 円
---------------	-------------

第2 監査の期間及び方法

平成25年8月28日から事務局監査に入り、同年10月21日には協議会及び環境局関係職員の出席を求め、監査委員による質問会を実施し、その後、結果報告の審議を行いました。

第3 監査の結果

次のとおりです。

1 協議会の概要

(1) 設 立

協議会は、昭和32年に各地区ごとの環境衛生協議会が連合して発足した全市的な組織で、厚生省が提唱した「蚊とハエのいないまちづくり運動」に呼応した市民の自主的な実践活動団体としてスタートしています。

(2) 目 的

西宮市環境衛生協議会規約（以下「規約」という。）で、「協議会は、ごみ減量等推進員会議及び関係団体と連携を密にし、地域組織の育成強化に努め、市民の自主的な実践活動を通じて、環境衛生、保健衛生に関する意識の高揚を図り、文教住宅都市にふさわしい環境の美化及び改善について寄与することを目的とする。」(第3条)としています。

(3) 組織

協議会は、西宮市内で環境衛生に関する活動を行う 38 団体(以下「地区協議会」という。)で組織されています。

役員は、会長 1 人、副会長 3 人及び常任理事 11 人が理事 38 人の中から総会で選出され、監事 2 人が理事以外から総会で選出されています。また、常任理事会の推せんに基づき、名誉顧問 1 人、顧問 2 人、参与 10 人が置かれています。

事務局は西宮市六湛寺町 10 番 3 号 西宮市役所 (環境局 環境緑化部 環境学習都市推進課)内に置かれています。

2 協議会の事業の実施状況等

(1) 事業の概要

平成 24 年度における協議会の主な事業の実施状況は、次のとおりです。

ア 一般活動助成

地域の自主的な活動の促進及び地区組織の育成のため、1 世帯当たり 20 円を各地区構成員(世帯)に応じて助成する地区実践活動助成を行っています。

なお、年度終了後に事業報告書及び決算報告書が各地区協議会から協議会に提出されています。

イ 環境美化助成

地域の環境美化を充実・促進させるため実践活動を行った地区協議会に対し 15,000 円を限度として清掃用品の購入経費などを助成する環境美化助成、各種啓発看板の作成及び各地区協議会への配布等を行っています。

ウ わがまちクリーン大作戦

快適で住みよいまちづくりのため、6 月と 12 月にごみ減量等推進員会議と連携・協力して、わがまちクリーン大作戦(延べ参加人数 72,361 人)を実施しています。

エ 環境衛生・保健衛生の向上

地域の環境衛生・保健衛生の向上のため、健康相談(4 地区、参加人数 45 人)、ごみ相談(9 地区、560 人)、害虫相談(7 地区、181 人)の 3 テーマで、地区巡回相談会を実施しています。

オ 研修・啓発活動

レジ袋削減駅前キャンペーンや指導者研修会、専門対策部研修会・施設見学会、会長

研修会、各地区自主研修会等を実施しています。

カ その他

第56回西宮市環境衛生大会の開催、環境衛生ニュースの発行、ごみの減量化・再資源化及びリサイクル商品等の使用促進運動等を行っています。

(2) 収支の状況

24年度の収支状況は、次のとおりです。

ア 収支計算書

収入

(単位：円)

予算科目	当初予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B)-(A)
補助金	7,100,000	7,100,000	0
雑入(預金利息)	300	257	43
繰入金	50,000	50,000	0
収入合計	7,150,300	7,150,257	43

支出

(単位：円)

予算科目	当初予算額 (A)	決算額 (B)	差引 (B)-(A)
総務費	605,000	485,429	119,571
事業費	6,509,100	6,614,848	105,748
広報宣伝費	957,000	1,131,060	174,060
環境衛生大会費	665,000	675,902	10,902
調査研究費	60,000	90,000	30,000
実践活動費	4,827,100	4,717,886	109,214
積立金	0	49,980	49,980
予備費	36,200	0	36,200
支出合計	7,150,300	7,150,257	43

イ 積立金

(単位：円)

区分	平成23年度末 現在高 (A)	平成24年度中増減額		平成24年度末 現在高 (A)+(B)-(C)
		積立 (B)	取崩 (C)	
積立金	178,386	49,980	50,000	178,366
雑入(預金利息)	0	20	0	20
合計	178,386	50,000	50,000	178,386

3 西宮市環境衛生協議会補助金(以下「市補助金」という。)

補助金等の取扱いに関する規則及び交付要綱に基づいて、市補助金が交付されています。

(1) 補助の目的

交付要綱で、環境衛生、保健衛生及び環境保全に関する市民の自主的な活動の啓発と公衆衛生及び環境課題の改善向上を図るため、協議会の活動に対して補助金を交付する(第1条)としています。

(2) 補助対象事業及び交付額

交付要綱で、市長は、環境衛生、保健衛生及び環境保全に関する意識の啓発及び実践活動、関係諸団体との連携、その他協議会の目的を達成するための諸事業に対して補助金を交付することができる(第2条)としています。

また、補助の対象となる経費は、前条の活動を行うために必要な経費のうち、市長が必要と認めるものとする(第3条)、補助金の額は、予算の範囲内で市長が定める(第4条)としています。

(3) 申請及び交付

交付申請から交付までの状況は、次のとおりです。

(単位：円)

区 分	交付申請日	交付決定日	交付請求日	交付日
	申請額	決定額	請求額	交付額
市補助金	24. 4. 2	24. 4. 5	24. 4. 6	24. 4. 20
			4,500,000	4,500,000
	7,100,000	7,100,000	24. 7. 25	24. 7. 31
			1,500,000	1,500,000
		24. 11. 8	24. 11. 28	
		1,100,000	1,100,000	

(4) 補助金の経理

補助金の収入状況は、次のとおりです。

(単位：円)

科 目	受入口座	収入年月日	金 額
市補助金	西宮市環境衛生協議会会長名義	24. 4. 20	4,500,000
		24. 7. 31	1,500,000
		24. 11. 28	1,100,000

市の支払日と同日に口座振込の方法で収入されています。

(5) 事業の実績報告

平成 25 年 5 月 28 日に実績報告書が提出され、同年 5 月 31 日に確定通知書が通知されています。精算に係る返還金はありません。

4 事務処理等の状況

規約、金銭出納帳、補助金申請等関係書類を調査したところ、次のような状況が見受けられました。今後、適正な処理に努めてください。

西宮市環境衛生協議会専決規程で 50 万円以上の支出命令書は会長決裁で処理されていますが、事務局長決裁及び事務局次長決裁により支出している事例がありました。（協議会）

補助金等の交付申請に確定前の当初予算書(案)及び事業計画書(案)が添付されており、総会等での承認を確認できる資料が添付されていませんでした。（協議会）

各地区の実践活動助成金事業報告書及び収支決算報告書で記載内容が明確でない事例がありました。（協議会）

帳簿及び書類等が決められたファイルに適正に綴じられていない事例がありました。（協議会、所管部局）

5 む す び

今回の財政援助団体監査においては、補助金に関する規定・補助金申請関係書類・収入支出関係書類の確認など、主に財務事務を中心に監査を実施しましたが、大きな事務処理の誤りなどは見受けられませんでした。しかし、前述の指摘改善事項であげたとおり、添付書類の不備や決裁処理の誤りなど軽微なミスが見られました。補助金は市民の税金であり透明性が求められることから、活動内容や補助金の用途について市民に対し一層の説明責任を果たせるよう努めてください。

協議会は市内 38 地区の地区協議会を活動主体として、環境美化を目的とした「わがまちクリーン大作戦」、ごみ減量を推進する「買い物袋持参運動(マイバッグ・キャンペーン)」、資源の集団回収や再生された商品の使用等を啓発する「リサイクル活動の推進」、地球温暖化防止を目的とした環境問題の啓発などの実践活動に積極的に取り組まれ、環境の美化及び改善に大きく寄与されています。

今後とも、市民など第三者に対し十分な説明責任を果たすとともに、社会的変化を踏まえた効果的な事業の推進を検討するなど、「文教住宅都市にしのみや」「環境学習都市にしのみや」にふさわしい持続可能なまちづくりの推進に努めてください。